

第12回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月13日（金）午後1時45分から午後3時40分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3階）

3. 出席した農業委員（12人）

会長	14番	前川正人	2番	鹿又幸也
委員	1番	佐藤雄一	3番	中和田吉彦
	2番	後藤義昭	6番	小島良金
	3番	館山友美子	7番	瀧澤正一
	4番	小田原正一	8番	廣瀬恵美子
	5番	坂本雄司	9番	
	6番	武島竜太	10番	
	7番		11番	
	8番		12番	
	9番		13番	

4. 欠席した農業委員（1人）

10番 佐畠幸一

5. 遅参した農業委員（0人）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	新妻暁生
農地係長	門馬優樹
事務局主査	佐藤達也

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 農地等の現況に関する照会について

(2) 農地の転用事実に関する照会について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について

(2) 農地改良届出について

(3) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について

(4) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(5) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況確認証明申請について

議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第5号 相馬農業振興地域整備計画の変更案について

議案第6号 令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について

議案第7号 農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定による委員の辞任に対する同意について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻前ですが、お揃いなので、全員ご起立を願います。一同「礼」。着席願います。

議長 本日は、第12回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第12回相馬市農業委員会総会を開会いたします。 本日、欠席の届出は、10番佐畠幸一委員です。 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。 事務局長。

事務局長 それでは、先月の総会以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。5月22日、木曜日、福島市で前期農業委員会会長及び事務局長研修会が開催され、私が出席しております。5月27日、火曜日、本総会に係る議案を郵送で配付させていただいております。また、同日、浜通り農業委員会協議会の研修会が東京で開催され、前川会長が出席しております。翌日28日、水曜日、東京都で開催された福島県選出の国会議員との懇談会及び全国農業委員会会長集会に前川会長が出席しております。6月3日、火曜日、農地利用最適化推進委員会が開催され、今年度の相馬市農業委員会の遊休農地対策事業について協議を行いました。詳細については、後ほどその他の連絡事項で説明をさせていただきます。6月6日、金曜日、及び9日、月曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。報告は、以上でございます。

議長 次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。11番坂本雄司委員、12番廣瀬恵美子委員、ご両名を指名いたします。 次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第4、議事に入ります。本日の付議案件につきましては、お手元の議案書のとおりですが、事務局より議案の追加について申し出がありましたので、その説明を求める事務局。

事務局 議案第7号 農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定による委員の辞任に対する同意について、事務局から説明いたします。5月28日付けで10番佐畠幸一より相馬市長に対し農業委員の辞任の届出がございました。委員の辞任は、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、農業委員会の同意も必要であり、今月6日付けで相馬市長より佐畠委員の辞任について同意を求められたことから、議案の追加として提案するものであります。

議長 お諮りいたします。只今、事務局より説明がありました、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定による委員の辞任に対する同意について議案第7号として、本日の議案に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号 農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定による委員の辞任に対する同意について本日の議案に追加いたします。事務局より、追加議案について、配布願います。

次に、報告第1号専決処分についてを議題といたします。(1) 農地等の現況に関する照会について事務局の説明を求める事務局。

事務局 報告第1号・専決処分について、事務局より報告いたします。(1) 農地等の現況に関する照会について、今月は1件の照会がありました。相馬税務署長から、令和7年4月10日付けで「農地等の現況に関する照会書」による照会があり、回答については、照会の日から、2週間以内に回答する必要があるため、専決処分として取り扱いさせていただきました。所有者の住所、氏名、土地の所在

はそれぞれ議案書記載のとおりです。令和7年5月2日に13番委員とともに現地調査を行い、令和7年5月2日に土地の現況を「農地」であること、また照会の土地は用途区域内に位置し、3種農地に当たるため、農地法5条許可の可能性は「有り」と回答いたしました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

続きまして、(2) 農地の転用事実に関する照会について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (2) 転用事実に関する照会について、今月は1件の照会がありました。福島地方法務局相馬支局登記官から、令和7年4月25日付で「農地の転用事実について」照会があり、回答については、照会の日から、2週間以内に回答する必要があるため、専決処分として取り扱いさせていただきました。申請人の住所、氏名、土地の所在はそれぞれ議案書記載のとおりです。

なお、申請人は、既に死去している許可申請者の子に当たります。令和7年5月9日に5番農業委員とともに現地確認を行い、転用目的「鉄工所用地」として、転用目的のとおり使用していることを確認し、令和7年5月12日に土地の現況を「非農地の宅地」と回答いたしました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号 報告事項についてを議題といたします。(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について(2) 農地改良届出について(3) 農地転用許可に係る工事進

捲状況報告について（4）農地転用許可に係る工事完了報告について（5）農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について（6）農地法第18条の6項の規定による通知書の受理について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号・報告事項について、事務局よりご報告いたします。

（1）農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、今月は1件の届出を受理いたしました。

去る6月6日、7番、8番、9番委員及び佐藤辰雄推進委員とともに現地調査を実施、現在の状況を確認いたしました。届出の内容としては農業用の排水路を設置するものとなります。なお、こちらは次に報告いたします「（2）農地改良届出について」の番号1と関連しております。

（2）農地改良届出について、今月は1件の届出を受理いたしました。

はじめに農地改良届出の概要について説明いたします。農地への盛土など農地改良に伴う工事を行う場合は、原則として一時転用の許可申請を行い、農業委員会の許可を受ける必要がありますが、一定の条件を満たすものは農地改良届出での提出で済ませることができます。その条件とは次の5点になります。①使用する土が山砂など田畠表土の耕作に適したものであること。②工事の面積が10a以下であること。③工事期間が3か月以内であること。④盛土の高さが現況より概ね1m以内であること。⑤隣地所有者や土地改良区の同意書を添付すること。以上となります。

今回の届出について、去る6月6日、7番、8番、9番委員及び佐藤辰雄推進委員とともに現地調査を実施し、現在の状況を確認いたしました。農地改良の内容としては、申請地が窪地になっているため、現状のままでは排水路を設置することができないことから、盛土を行い排水に適した高さに調整するものであります。

（3）農地転用許可に係る工事進捲状況報告について、今月は1件の報告を受理いたしました。

はじめにこちらの報告について説明いたします。農地転用許可を受けた事業者は、許可の3か月後に進捲状況報告書を農業委員会へ提出することとされており、その後は工事が完了するまで1年ごとに進捲状況報告書を提出することとされております。

去る6月9日、11番、12番、13番委員とともに現地調査を

実施、工事の進捗状況を確認いたしました。本案件について、前回の工事進捗状況報告は令和6年4月に進捗状況0%、令和6年12月完了予定で報告されており、予定より進捗が遅れている状況であります。工事の進捗が遅れている理由としては、令和4年3月に発生した地震に係る災害復旧工事を優先したこと、現在も転用後の工事が遅れてしまっているとのことがありました。

なお、前回及び今回の報告書の提出の際に、工事を行わない場合や、工事の内容に変更が生じる場合においては、許可の取消申請や事業計画変更申請が必要である旨を事業者に対して指導しているところです。

(4) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は3件の報告を受理いたしました。

番号1及び番号2について、去る6月6日に7番、8番、9番委員とともに現地調査を実施いたしました。番号1は、一時転用の終了後に農地への復元がなされていることを確認いたしました。番号2は、農地転用の許可条件のとおりに工事が完了していることを確認いたしました。番号3については、追認による農地転用許可となっているため、現地調査を省略しております。

(5) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は4件の届出を受理いたしました。権利の取得事由については相続によるものとなっており、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。

(6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は2件の通知を受理いたしました。

こちらは、農地の賃借契約の合意解約を行うものとなっております。番号1は、耕作者の体調不良により耕作が困難になったことによる解約となっております。

なお、解約後は新たな耕作者が耕作する予定となっております。番号2は、用水の利便性が低い農地であり、田としての利用条件が悪いため、耕作者の申し出により解約したものとなっております。

なお、今後は所有者が畠として耕作する予定となっております。

議 長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番、2番、3番について担当委員挙手願います。1番佐藤雄一委員お願いします。

1番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件から3番案件、譲受人が同一なのでまとめて報告します。5月14日に地区担当の推進委員と事務局2人とともに、農地の現況を確認しました。笹や木を伐採しただけでしたので、トラクターで耕うんできる状態でなかったことから、伐根の指導を行い、「一週間でやります」と回答をいただきました。6月3日に地区担当の推進委員とともに再度、現地を見て問題ないことを確認してから、自宅を訪問して、聞き取りを行いましたので、調査結果を代表して、ご報告いたします。申請人・申請地等については、議案書記載のとおりです。権利の設定内容は、所有権移転（売買）です。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを聞き取り調査により確認いたしました。よって、許可基準第2号・第3号は、個人である為、該当しません。許可基準第5号、借入地の転貸、質入れについては、譲受人に借入地がないため、問題ありません。最後に許可基準第6号、地域調和要件でありますが、議案書記載のとおりであり、これからも、地域の調和が損なわれるような問題はございません。なお、地区担当の推進委員からも、聞き取り調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当と判断いたしました。

議長 続いて、番号4番・5番について担当委員挙手願います。12番廣瀬恵美子委員お願いします。

12番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、4番・5番案件について報告申し上げます。申請人、申請地等については議案書に記載のとおりです。

去る6月9日、11番委員、13番委員、地区担当の大和田推進

委員、また、2番委員、志賀推進委員、事務局とともに、現地調査を行いましたので、調査結果をご報告申し上げます。権利の設定内容は、営農型太陽光発電設備の設置に伴う、区分地上権の設定（3年間）となっております。区分地上権を設定するための農地法第3条許可については、農地法第3条第2項第1号から第6号まで規定されている許可基準の要件を満たす必要はなく、申請地の耕作者の同意を得ることが許可の要件になります。本案件の審査にあたり、被設定人より申請地の耕作者からの区分地上権の設定に係る同意書の添付を確認しております。また、地区担当の推進委員からは、意見なしとの回答をいただいております。なお、現況の報告については「議案第2号・1番案件」の農地法第5条申請に係る説明の際に行います。以上のことから、許可相当であると判断しました。

議長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より補足説明いたします。

まず、番号1について補足説明いたします。本申請地は荒廃農地化しておりましたが、荒廃農地のままでは農地法第3条に係る許可要件を満たせないため、譲受人が農地に復元し申請に至ったものであります。

次に、番号2及び番号3について補足説明いたします。こちらは、番号1に隣接しており、今後は一体的に耕作していく予定であります。

次に、番号4及び番号5について補足説明いたします。こちらは、これまで営農型太陽光発電設備の設置に伴う区分地上権の設定がなされていたものを更新する内容となっております。また、「本総会議案第2号・農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1と関連しております。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

5番 議案第1号番号4・番号5について、いずれも営農型太陽光発電事業であり、議案第2号農地法第5条案件1と関連するものです。これらは一つの営農型太陽光発電事業の実施に要する許可であり、個別に審議するのではなく、一括で審議すべきではないでしょう

か。

事務局 委員ご質問のとおり営農型太陽光発電事業を実施するためには、農地法上3つの許可を取得する必要があります。1つ目が3条の耕作権。2つ目が今、ご審議いただいている3条の区分地上権（パネルの部分）。3つ目が5条の一時転用（支柱の部分）となっております。国・県の通知では、3条の区分地上権と5条の一時転用は同じ総会で議決する旨定められておりますが、それぞれ審査要件が異なり、例えば、3条の区分地上権は、耕作者の同意を得ることが許可要件であり、5条の一時転用許可では立地基準や一般基準等を満たすことが許可要件となっております。しかし、委員ご質問のとおり、パネルだけ許可を得ても事業はできず、また支柱だけ許可を得ても事業はできないところではありますが、それぞれ審査要件が異なるため個別にご審議をお願いいたします。

5 番 法令上個別審議ということは理解しますが、本案件の営農型太陽光発電事業に関しては過去様々な問題、特に下部農地の営農状況について基準を満たしているといえるのか疑問があり、私としては同事業の許可に賛成することは難しいと考えています。従って、営農型太陽光発電事業については条文ごと個別に議案を審議するのではなく、総合的に適法性を審議するべきであり、すなわち一括議案として議論すべきだと提案いたします。私の意見について皆さんの賛否をとっていただきたい。

議 長 只今より休議します。

(休議10分)

議 長 それでは、再開いたします。その他、質疑ありませんか。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については反対の意見がありますので案件を分けて採決いたします。始めに番号1・番号2・番号3について採決いたします。本件に関し許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 番号1・番号2・番号3、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

続いて、番号4・番号5について採決いたします。賛成の委員の起立を求めます。賛成多数であります。よって、議案第1号 番号4・番号5、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

議長 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。

案件1について、先ほど議決いただきました議案第1号番号4番及び5番と関連があるので、営農型太陽光発電に関する農地転用許可申請です。ここで、農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の際にも説明させていただきましたが、営農型太陽光発電について、配布した資料、農林水産省作成「営農型太陽光発電設備について」(令和6年4月改訂版)に基づき、あらためてご説明いたします。

営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去ができる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業をいいます。そして、同事業を実施するためには、農地法上3種類の許可を得る必要があります。

一点目は、農地法3条に基づき、耕作に対する賃貸借権の設定であり、本件においては、令和6年10月11日、第4回農業委員会総会で許可をいただいております。

二点目は、農地法3条に基づき、太陽光パネルに対する区分地上権の設定であり、本総会議案第1号で許可をいただいております。

三点目は、農地法5条に基づき、支柱に対する賃貸借権の設定(一時転用)であり、本議案で審議いただくものです。

では、農地法5条に基づく賃貸借権の設定(一時転用)について、要件等を説明いたします。まずは、農林水産省の定めた要件について説明いたします。再度配布資料の左側をご覧ください。一時転用許可に当たり、審査項目は次のとおりです。①一時転用期間が一定の期間内となっているか。本件においては、3年であるため、適切です。②下部の農地での営農の適切な継続が確実か。本件においては、後ほど説明いたします相双農林事務所の営農の影響の見込みについての承認を受けているため、適切です。③毎年の栽培実績及び収支の報告が適切におこわなれるか。本件においては、同栽培実績や収支報告について、事務局から今後も提出を求めてまいります。なお、昨年度までは毎年栽培実績及び収支の報告が行われています。④農作物の生育に適した日照量を保つための設計であるか。本件においては、相双農林事務所の営農の影響の見込みについての承認を受けているため、適切です。⑤効率的な農業機械等の利用が可能な高さであるか。本件においては、適切です。⑥地域計画の区域内の農地の利用集積等に支障がないとして協議の場での合意が図られているか。本件においては、地域計画の区域外であるため、該当しません。

次に、福島県の定めた要件について説明いたします。福島県営農型太陽光発電設備事務処理要領では、令和6年4月1日より営農型太陽光発電に関する申請書類を受け付けた農業委員会は、福島県の農業振興普及部又は森林林業部に対し、「営農への影響の見込みに関する意見照会」を行うこととなりました。本件においては、令和7年1月8日付で市農業委員会から意見照会を行い、令和7年4月16日付で相双農林事務所農業振興普及部長より、営農への影響の見込みについて、「現時点での特段の不都合な点は見当たらぬ」旨回答をいただいております。なお、この間、相双農林事務所からの補正指示に対し、申請者は真摯に申請書の補正を行っていたことを報告します。では、議案書に戻ってください、12ページについて、説明いたします。譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、営農型太陽光発電事業用地としての利用を目的として一時転用するもので、工事期間(一時転

用期間)は許可の日から36ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、賃貸借権の設定(3年間)となります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利については、賃貸借権がありますが、耕作者の同意があることを確認しております。また、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考記載のとおり、経済産業省東北経済産業局の再生可能エネルギー発電事業計画認定の写し・東北電力ネットワークの太陽光発電設備系統連系承諾を確認しております。書類審査の結果は各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件2について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。

権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)です。工事期間は、許可の日から4ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、法定外公共物占用許可及び東北電力ネットワークの太陽光発電設備系統連系承諾を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件3について、14ページです。譲受人、譲渡人及び申請地・併用地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)です。工事期間は、許可の日から4ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、法定外公共物占用許可及び東北電力ネットワークの太陽光発電設備系統連系承諾を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について担当委員挙手願います。12番廣瀬恵美子委員お願いします。

12番 農地法第5条申請 1番案件についてご報告申し上げます。

去る6月9日11番委員・13番委員、地区担当の大和田委員、また2番委員・志賀推進委員・事務局2名と共に現地調査を行いましたので調査担当委員を代表して調査結果をご報告申し上げます。

譲受人・譲渡人・申請地は議案書のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地です。しかし、この案件は営農型太陽光発電事業用地としての利用を目的としたものであり、仮設工作物の設置その他の一時的な利用（3年以内）に供する「一時転用」のため、不許可の例外事業に該当します。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しません。以上の事から、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号及び許可基準第5号は、議案書に記載のとおりの対策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。尚、補足としまして太陽光パネル下部の営農作物のヒサカキですが現在大きいところで70cm～80cm程度に成長しており一時転用期間内での出荷を予定しているとのことでした。本数的には今後更に増やす予定との返答を頂きました。また、相双農林の営農承認を受けていて、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から、許可相当と判断しました。

議長 続いて、番号2番・3番について担当委員挙手願います。11番坂本雄司委員お願いします。

11番 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について2番案件・3番案件について譲受人が同一であり申請地についても近接であるため併せて報告いたします。

去る6月9日に12番委員・13番委員・地区担当推進委員の志賀委員・大和田委員・事務局とともに現地調査を行いましたので担当委員を代表して調査結果をご報告いたします。申請人・申請地については議案書記載のとおりです。転用後の用途は太陽光発電事業用地、権利の移転設定内容は所有権の移転（売買）になります。許可基準第1号の立地基準について申請地は概ね10ヘクタール未満の小集団の農地であることを現地調査で確認し第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は代替地の検討結果もあり他の場所での事業は困難と判断いたしました。以上の事から立地基準は満たしています。続いて、許可基準第4号は議案書記載のとおりの対策で周辺への支障・影響はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり、可決いたします。

次に、議案第3号 現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。7番小島良金委員お願ひします。

7番 議案第3号 現況確認証明申請について、去る、6月6日、申請地の状況を、8番委員・9番委員と地区担当推進委員と事務局2名とともに、現地調査を行いましたので調査委員を代表してご報告いたします。議案書に記載された申請理由のとおり、周辺の状況からも、今後も農地として耕作することは、周辺の状況から判断して、申請地目のとおり「山林・原野」として証明書を交付することが適当であると判断しました。

議長 次に、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号 現況確認証明申請について、補足説明は、特にございません。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件については、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第3号 現況確認証明申請については委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号49番までの49件について、相馬市農業委員会会議規則8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より、説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について審査いただくにあたり、非農地判断の基本的な流れについてご説明します。農地法第30条第1項に基づき、農業委員会では毎年夏頃に農地の利用状況調査を実施しております。その中で再生利用が困難な農地、いわゆるB分類として判断された農地を対象として、再度現地調査を行い、農業委員会総会にて「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしていますが、こちらは現地調査時における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番か

ら番号33番までについて担当委員挙手願います。8番小田原正一委員お願いします。

8 番 議案4号です。農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について番号1から番号33の調査結果を報告いたします。去る6月6日に、7番小島委員・9番瀧澤委員・事務局2名を交えて現地調査を行いました。調査の結果番号1原野です。2番から6番まで山林、7番から12番まで原野、13番から14番まで山林、15番から16番まで原野、17番から20番まで山林、21番から23番まで農地、24番から27番まで山林、28番は農地、29番から32番まで山林、33番は原野。33件の調査の中、農地4件、原野10件、山林19件と判断いたしました。

議 長 続いて、番号34番から番号49番までについて担当委員局挙手願います。13番武島竜太委員お願いします。

13番 引き続き議案第4号の報告をいたします。6月9日11番委員・12番委員・事務局とともに現地調査を実施いたしました。代表して調査結果を報告します。調査を実施した番号34番から番号49番のうち、44番と47番を現況地目農地、それ以外は山林化しており非農地と判断いたしました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件については、委員報告のとおり番号21番、22番、23番、28番、44番、47番を除き非農地と判断することに、ご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり番号21番、22番、23番、28番、44番、47番を除き、非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第5号 相馬農業振興地域整備計画の変更案についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局

議案第5号 相馬農業振興地域整備計画の変更案について、事務局より審査内容を説明申し上げます。農業振興地域整備計画の変更要件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号から第6号に規定されています。このうち、農業委員会が確認する要件が第1号、第3号及び第4号までとなり、議案書中央に記載されている3要件がこちらに当たります。現在、市農林水産課では、相馬農業振興地域整備計画の変更案について、農業委員会を含め、土地改良区、JAの3団体に諮問しております。3団体から、意見聴取後、その意見を踏まえ、市農林水産課と福島県が事前協議及び本協議をし、要件を満たしている場合には、農用地区域の除外決定がなされます。今後、農用地区域の除外決定がされた場合には、農地法第5条の農地転用許可申請書が提出される予定となっております。

議 長

続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。13番武島竜太委員お願いします。

13番

議案第5号 相馬農業振興地域整備計画の変更案について、去る6月9日、11番委員、12番委員、地区の担当推進委員、事務局で現地調査を実施しましたので、担当委員を代表し、結果を報告いたします。事業計画者の住所氏名、土地所有者の住所氏名、農用地利用計画変更申出地は、議案書記載のとおりです。変更後の用途は、農家住宅用地です。農用地区域除外の要件である、議案書記載の（1）から（3）の要件の内容に基づいて次のとおり確認いたしました。（1）について、代替地の検討結果からも、事業計画である自己住宅を、他の場所で実施することは困難と判断いたしました。（2）（3）について、農地転用に伴い、周辺農地の作業効率や利用集積に影響ないと判断いたしました。よって、相馬農業振興地域

整備計画の変更案に同意することが妥当と判断いたしました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、意見なしとすることにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号 相馬農業振興地域整備計画の変更案については、意見なしとすることに決せられました。

次に、議案第6号 令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号 令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について事務局より説明します。番号1番及び番号2番について、権利の設定人・非設定人は議案書に記載のとおりです。非設定人については、備考欄に記載のとおり新規参入となっており、耕作者として、この株式会社の従業員である●●●●氏が担うこととなります。この●●氏は矢吹町の農業短期大学を出て知識を学び檜葉町の農業法人で、農業に従事しておりました。この度、本件の●●●●に入社するにあたり、これまでの農業経験を生かして新たに農業部門を立ち上げ会社の定款にも追加して農業を始めます。農業を始めるにあたりまして、●●●●の実家が●●●●地区にありますので、●●●●地区で営農する計画です。ご実家にも近く、草刈り等の管理がされていた本件の農地に対して新たに利用権を設定する新規契約となります。なお、農地中間管理事業に関する法律第18条の第5号の要件につきましては、事業計画において満たし

ていることを確認しています。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、意見なしとすることにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号 令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画については「意見なし」とすることに決せられました。

次に、議案第7号 農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定による委員の辞任に対する同意についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号 農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定による委員の辞任に対する同意について説明します。本件は、佐畠幸一委員から5月28日付で辞任届出の提出があったことから6月6日付で、相馬市長より佐畠委員の辞任について同意を求められたものです。なお、法令に基づき辞任に当たっては正当な事由があることが要件となっております。この正当な事由につきましては、特段定めがあるわけではなく社会通念上一般的な良心に基づいて判断するものと解釈されています。佐畠委員におかれましては、今年1月中旬から入院が続いております。5月に具体的な辞任の手続きについて問い合わせがあり、本件の届出がありました。なお、今後の流れにつきましては、本日、農業委員会の意見を市長へ回答したのち、市長においても判断したうえで、6月中に佐畠委員へ辞任の可否についてお知らせする予定です。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、同意するごとにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号 農業委員会等に関する法律第13条の第1項の規定による委員の辞任に対する同意について同意することに決せられました。以上で、提出された議案すべて終了いたします。

本日決定したことの取扱いには議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。以上をもちまして、第12回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川正人

議事録署名委員 11番 坂本雄司

議事録署名委員 12番 廣瀬恵美子